

(案)

広告掲載に関する契約書

鶴岡市(以下「甲」という。)と株式会社●●(以下「乙」という。)とは、広告の掲載について、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、甲が令和8年度に製作する鶴岡市指定ごみ袋「もやすごみ(大)」(以下「指定ごみ袋」という。)のうち、別紙仕様書に定めるスペースに広告を掲載し、乙は広告掲載料を納付のうえ、広告掲載に必要な広告原稿を提供するものとする。

(広告の仕様及び内容)

第2条 乙が指定ごみ袋に掲載する広告の仕様及び内容は、別紙仕様書の内容を満たすものとする。

- 乙は甲が指定する期日までに、広告原稿を自己の負担により作成のうえ、別紙仕様書に定めるデータ形式で甲に提出するものとする。
- 乙は、甲から広告内容についての問合せを受けた場合や広告原稿の修正を求められた場合は、速やかに対応しなければならない。
- 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとする。

(広告掲載料と支払い)

第3条 乙は、広告掲載の対価として、甲に対して総額●●円(内消費税及び地方消費税●●円)の広告掲載料を支払うものとする。

- 乙は、前項に定める金額について、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに納入するものとする。

(権利の譲渡等)

第4条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第5条 乙は、この契約の履行に際し知り得た甲の秘密を第三者に漏らしてはならず、本契約が終了した後も同様とする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、乙に事情を確認のうえ、この契約を解除することができる。

- 広告原稿を、甲が指定する期日までに提出しないとき。
- 第2条第3項に規定する広告の修正に乙が応じないとき。
- 広告掲載料を、甲が指定する期日までに納入しないとき。
- 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。)が鶴岡市暴力団排除条例(平成24年鶴岡市条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(案)

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙が社会的信用を著しく失墜するような行為をし、この契約の解除が相当であると甲が認めるとき。

(6) 乙が破産の申立てを行うなど、経営状態が著しく不健全となり、この契約の解除が相当であると甲が認めるとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由なく本契約の条項に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

2 甲が前項の定めによってこの契約を解除する場合、乙は、支払済みの広告掲載料の返還を甲に請求できないものとする。

3 乙は、甲が正当な理由なく本契約の条項に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと乙が認めるときは、この契約を解除することができる。

4 乙が前項の定めによってこの契約を解除する場合、甲は、受領済みの広告掲載料の全部又は一部を乙に返還しなければならない。

(指定ごみ袋の回収等)

第7条 甲が前条第1項の規定により契約を解除した場合において、乙の広告が掲載された指定ごみ袋を販売することが著しく公益に反すると甲が認めた場合は、甲は指定ごみ袋を回収又は広告を削除のうえ再度製造することができる。

2 前項に該当する場合、乙は、指定ごみ袋の回収又は再度製造に要する費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第8条 甲及び乙は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとし、その損害賠償の額は甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(契約の変更)

第9条 甲及び乙は、本契約に関し、重要な事情の変更が生じた場合は、協議のうえ本契約を変更することができる。

(疑義の決定)

第10条 本契約に定めのない事項又は本契約に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(裁判の管轄)

第11条 本契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行う。

(案)

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 所在地 鶴岡市馬場町9番25号
氏名又は名称 鶴岡市
代表者氏名 鶴岡市長 佐藤 聡

乙 所在地 ●●
氏名又は名称 株式会社●●
代表取締役社長 ●● ●●